

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年10月24日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒422-8002 静岡県静岡市駿河区谷田53番2号

静岡県立美術館企画総務課企画総務班

電話番号 054-263-5755

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第2号

(2) 業務名

令和8年1月～令和8年12月期静岡県立美術館作品監視等業務委託

(3) 業務場所

静岡市駿河区谷田53番2号地内

(4) 業務概要

静岡県立美術館での受付・案内、監視及び券売業務等

(5) 業務期間

令和8年1月13日から令和8年12月27日まで（長期継続契約）

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県における一般業務委託に係る競争入札参加資格（営業種目：総務事務）の認定を受けている者であること。
- (2) 静岡県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する登録博物館、博物館相当施設又は国公立の美術館、博物館（いずれも独立行政法人が運営するものを含む。）で一施設における1日20人以上の従事者派遣又は1日15箇所以上の従事者配置を伴う受付・案内及び監視業務の実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）による配布
令和7年10月24日（金）から令和7年11月3日（月）までの期間、無料で配布する。

<https://www.pref.shizuoka.jp/1066349/1067446/1067468/1077791.html>

- (2) 上記2での配布

令和7年10月24日（金）から令和7年11月3日（月）までの午前9時30分から午後5時まで、無料で配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を令和7年11月3日（月）午後5時までに、上記2へ提出すること。

7 入札手続等

- (1) 入札執行日時

令和7年11月17日（月）午後1時30分

- (2) 入札の場所

静岡県静岡市駿河区谷田53番2号 静岡県立美術館 会議室

- (3) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札心得書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 契約書作成の要否
要

8 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県立美術館企画総務課企画総務班（電話番号054－263－5755）とする。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 詳細は入札説明書による。